

令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託応募要領

第 1 業務名

令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託

第 2 業務内容

1 目的

県内のニホンジカ（以下「シカ」という。）及びイノシシの生息数の増加や生息域の拡大により、農林業被害の継続的な発生や被害地域が拡大していることを踏まえ、捕獲の強化により個体数の低減を図り、農林業被害の早急な軽減と自然植生被害の抑制を目的として実施する。

2 内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) シカ捕獲等

ア 捕獲頭数：10,000 頭（うち早池峰山周辺地域での捕獲目標頭数を 1,400 頭とする。）

イ 実施区域：県内全域（別図のとおり）、早池峰山周辺地域（別図のとおり）

※ 詳細については、別添「令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託仕様書」のとおり。

(2) イノシシ捕獲等

ア 捕獲頭数：1,100 頭

イ 実施区域：県内全域（別図のとおり）

※ 詳細については、別添「令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託仕様書」のとおり。

第 3 事業実施期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 18 日までとする。

（うち、捕獲期間は、令和 9 年 2 月 28 日までとする。）

第 4 応募要件

本業務の応募要件は、次のいずれの要件にも該当すること。

- (1) 県内に主たる事務所又は営業所を有している鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 18 条の 2 の規定に基づく認定鳥獣捕獲等事業者又は法人であつて認定鳥獣捕獲等事業者と同等以上の技能及び知識並びに安全管理を図るための体制を有し、委託しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に実施できると認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 公募を行った日から契約日までの期間に、次のいずれかに該当していないこと。
 - ア 岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準(平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号)に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けている者であること。
 - イ 岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準(平成 7 年 2 月 9 日建振第 281 号)、建設関連業務に係る指名停止等措置基準(平成 18 年 6 月 6 日建技第 141 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成 12 年 3 月 30 日出総第 24 号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けている

者であること。

- (5) 岩手県県税条例（昭和 29 年条例第 22 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 捕獲従事予定者の 2 分の 1 以上の者が、実施希望届提出日現在において、県内市町村の被害対策実施隊員であること、または、過去 1 年以内（公募を行った日から起算して 1 年以内とする。）に県内において、指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）を対象とした有害捕獲許可に基づく捕獲もしくは県が発注した個体数調整を目的とした捕獲に従事した経験を有していること。
- (8) 岩手県内において、過去 5 ヶ年以内（公募を行った日から起算して 5 ヶ年以内とする。）に国又は地方公共団体と指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）の捕獲に関する業務の契約を締結し、かつ、履行した実績がある者であること。

第 5 応募手続

1 募集期間

令和 8 年 8 月 3 日（月）～令和 8 年 8 月 12 日（水）

2 応募方法

令和 8 年度指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）捕獲等業務委託実施希望届（別紙様式、以下「実施希望届」という。）1 部と、上記第 4 の応募要件の資格を有していると認められる以下の書類を令和 8 年 8 月 14 日（金）15 時 00 分必着で、岩手県環境生活部自然保護課野生生物担当へ持参又は郵送すること。

- (1) 上記第 4 の(1)は、法人の定款の写し
- (2) 上記第 4 の(5)は、納税証明書の写し
- (3) 上記第 4 の(6)は、役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第 19 条の 8 第 3 号イからホまでに該当しない者である旨の誓約書の写し
- (4) 上記第 4 の(7)は、今年度の捕獲予定者について、鳥獣被害対策実施隊員であること又は県内において指定管理鳥獣（ニホンジカ・イノシシ）を対象とした有害捕獲もしくは県の個体数調整捕獲に従事した証明書の写し
- (5) 上記第 4 の(8)は、業務の契約実績を確認できる書類（契約書、仕様書等）の写し

第 6 個人情報の保護について

- (1) 当該業務の受託者（以下「受託者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。
- (2) 受託者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。
- (3) 受託者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。
- (4) 受託者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も発注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。
- (5) 受託者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

- (6) 特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。
- (7) 個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受託者は、実施機関の指示に従うこと。

第7 照会窓口

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部自然保護課 野生生物担当
TEL:019-629-5371 FAX: 019-629-5379

第8 その他

- (1) 実施希望届の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された実施希望届は、返却しないこと。
- (3) 提出された実施希望届は、本委託業務に係る事務手続き以外には、使用しないこと。
- (4) 募集期間経過後の実施希望届の提出及び再提出は認めない。
- (5) 実施希望届に虚偽の記載をした場合は、実施希望届を無効とする。
- (6) 公募の結果、2 者以上から応募があった場合は、一般競争入札方法により契約候補者を選定する。